平成２２年（フ）第１３０３１号
東京都荒川区荒川３丁目23―３―202
債務者　寶來　英夫
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０３２号
千葉県流山市江戸川台東２丁目230
債務者　飯野　健兒
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０３３号
東京都世田谷区梅丘３丁目14―14
債務者　厚地　美知（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０３４号
神奈川県横須賀市津久井２丁目11―36
債務者　宮野美知子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４１号
横浜市都筑区池辺町3026番地６
債務者　小玉　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４２号
神奈川県茅ヶ崎市本村５丁目11番33号、住民票上の住所横浜市西区みなとみらい５丁目３番２―507号
債務者　佐藤　和枝
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７７号
東京都杉並区高円寺南５丁目11番16号メルツハイム１Ｆ
債務者　篠田　大樹
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５６号
東京都青梅市長淵５丁目617番地の12
債務者　三浦　高広
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５９号
東京都八王子市片倉町440番地８川幡マンション202号
債務者　岩本　貢一
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９６０号
東京都八王子市片倉町440番地８川幡マンション202号
債務者　岩本　啓子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９７９号
東京都多摩市愛宕２丁目２番地８―504
債務者　青木　紀子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９８４号
東京都足立区千住橋戸町94番地25エンゼルハイム千住103
債務者　菅原　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２７号
神奈川県川崎市高津区新作４丁目７番17号新作第２荘
債務者　小栗　正男
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６９号
相模原市中央区千代田４丁目２番22号
債務者　與那嶺祐子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３７２号
神奈川県座間市相模が丘３丁目７番25号　サンライトヒルズ105号
債務者　鈴木　隼人
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部